

2017年3月27日
市民政党「草の根」
代表 井原勝介

岩国基地の機能強化に関する公開質問状

1月中旬には、事故原因の究明がなされないままに最新鋭のF-35Bステルス戦闘機10機の配備が強行され、2月初めには、これも最新鋭のE-2D早期警戒機ホークアイ5機が空母艦載機として先行配備された。さらに、FA18ホーネット戦闘攻撃機などの空母艦載機が最大65機、今年秋から来年にかけて移駐することが計画されている。これが実現すれば、岩国基地は120機あまりの航空機を擁する極東最大の航空機基地になる。

また、愛宕山では、米軍住宅やスポーツ施設の建設が急ピッチで行われており、周辺の法面では大規模な環境破壊が進んでいる。

この間、住民説明会などを通じた市民への直接の情報提供や説明が十分になされておらず、疑問や不安が高まっている。

そこで、下記の通り公開質問状を提出するので、1ヶ月以内に文書で回答されたい。

記

1. F-35Bステルス戦闘機の配備について

昨年10月の火災事故の原因はブラケットの破損とされているが、構造的欠陥の有無などその破損の詳細な原因が明らかにされていない。原因がわからずに有効な対策もできないことは自明である。その後、事故原因に関する新たな情報を把握しているのか。また、最終報告書はいつごろまとまる予定か。

2. E-2D早期警戒機ホークアイの配備

米側の発表によると、E-2Dは、空母航空団に配属され、岩国基地に配備されるとされており、一部艦載機の先行移駐と考えられるが、そうではなく「配備前訓練」とする根拠を明確に示すこと。この点に関する米側の説明資料があれば、併せて開示すること。

3. 空母艦載機の移駐について

(1) 空母の寄港と艦載機の訓練状況について

空母の横須賀への寄港状況によって、艦載機の岩国滞在の時期、期間、訓練の内容などが決まり、騒音被害も大きく影響されると思われるので、以下の点につき、過去3年間(2014～2016年)の状況を明らかにすること。

- ① 空母の横須賀への寄港時期、期間
- ② 艦載機の厚木基地への滞在時期、期間
- ③ 陸上空母離着陸訓練(FCLP)の実施時期、場所、期間(NLPも含む)
- ④ 空母着艦資格取得訓練(CQ)の実施時期、場所、期間
- ⑤ 厚木基地における艦載機の日々の飛行回数
- ⑥ 厚木基地周辺住民の苦情件数

関連して、FCLPとCQは、どのような場合に必要とされ、どのような訓練を行うのか。空母の出港前のいつ行われるのか。これらは、岩国移駐後はどこで実施されるのか。ま

た、艦載機の整備（運用、中間、補給処）は、どこで行われるのか明らかにすること。

(2) 航空機騒音予測コンターについて

- ① 岩国爆音訴訟の第一審判決で、現状の騒音の違法性が認定されており、新たな負担を押し付ける前にまずこの違法状態を解消することが先決であるが、国として、その認識と対策を明らかにすること。
- ② 海上の飛行コースだけが想定されているが、実際には 南部方面を中心に日常的に陸上部分を飛行している。陸上部分の飛行コースの実態とその頻度（1日の飛行回数など）、コンターに反映させない理由を明らかにすること。
- ③ 1年間の日別の飛行回数のうち、多い方から36番目（365日の10%）の日の飛行回数を1日の標準飛行回数としているが、その理由を明らかにすること。
さらに、元データとなる1年間を通じた日別の飛行回数を、艦載機とその他のジェット戦闘機の内訳も含めて明らかにすること。

(3) 愛宕山の米軍住宅建設について

- ① 愛宕山の用地及び施設の米軍への提供は、いつ、どのような手続きで行われたのか明らかにすること。また、「日米地位協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律」第7条により、「国有財産を米軍に提供する場合には、防衛大臣は、あらかじめ関係都道府県知事と市長の意見を聴かなければならない」とされているが、この手続きを行わない理由を明らかにすること。また、同条に基づく政令に規定する「軽微なもの」に該当するとの判断であれば、その具体的根拠を示すこと。
- ② 米軍住宅の建設経費と完成時期を明らかにすること。
- ③ スポーツ施設について、以下の点を明らかにすること。
 - ア 野球場や陸上競技場などの建設経費と完成時期、利用開始時期
 - イ 施設の管理は、どこが行うのか
 - ウ この地域の司法・警察権は、日米どちらにあるのか
 - エ 市民が自由に利用できるかとされているが、その利用方法
- ④ 各所で大規模な法面工事が行われているが、以下の点を明らかにすること。
 - ア 工事の施工状況（場所、面積、工期）と目的
 - イ 周辺住民への説明会の開催状況
 - ウ 当初の住民への説明では、緑地部分には手を付けないとされていたが、その方針を変えた理由。
 - エ 市街地における大規模な自然、環境破壊につながる恐れがあるが、環境アセスメントなど関係法律に基づく手続きは行われているのか。

(4) 岩国市長の対応について

岩国市長は、「まだ容認していない」「普天間基地移設の目処が立たない限り、先行移駐は認めない」と繰り返し発言しているが、この点に関し以下の点を明らかにされたい。

- ① 再編交付金の交付要件の第1に「再編の受け入れ」とあるが、岩国市はこの要件に該当しているのか。該当した時期とその際の岩国市の意思表示の内容。
- ② 上記により、「岩国市は艦載機の移駐を認めている」と、国は判断しているのか。
- ③ 仮に、岩国市が最終的に「容認しない」場合には、再編交付金の返還を求められるのか。
- ④ 岩国市が「容認しない」場合には、艦載機の移駐はストップするのか。
- ⑤ 普天間基地の移設が遅れた場合には、艦載機の移駐も延期されるのか。

以上